



2018年9月21日
2018年10月1日 更新
株式会社AIRDO

2018年度下期ご搭乗分運賃の適用条件等の一部変更について ～「身体障がい者割引運賃」の名称を変更し、対象となるお客様を拡大します～

株式会社AIRDO(以下:エア・ドゥ)は、2018年度下期ご搭乗分の各種運賃のうち、一部の運賃について適用条件等を変更いたします。

今般の変更におきましては、「身体障がい者割引運賃」の名称を「障がい者割引運賃」に変更するとともに、適用条件を見直し、対象となるお客様を拡大いたします。

なお、各種変更につきましては、2019年1月末からの適用開始に向けて準備を進めており、具体的な適用開始日が決まった際には、あらためてご案内いたします。

記

1. 対象となる運賃について

「身体障がい者割引運賃」

2. 変更内容

(1)運賃名称の変更 【現在】「身体障がい者割引運賃」 → 【変更後】「障がい者割引運賃」

(2)適用条件の変更

①適用対象者について : 身体障害者手帳(第1種、第2種)、戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)の交付を受けている方に加え、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に適用します。

※顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳をご用意ください。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期限が満了している場合には、ご搭乗いただけません。

②介護者について : 手帳区分にかかわらずご本人と同一便に搭乗される介護者の方(お一人様まで)がご利用いただけます。

3. 適用開始日について

2019年1月末(予定) ※決まり次第、あらためてご案内いたします

4. 運賃適用条件詳細

運賃種別	概要	予約 期限	予約 変更	航空券の 有効期間	座席数 の制限
【変更前】					
身体障がい者割引運賃	以下に該当する方がご利用いただけます。 ●身体障害者(第1種)手帳の交付を受けているご本人と同行される介護者の方1名 ●身体障害者(第2種)手帳の交付を受けているご本人 ●戦傷病者手帳・療育手帳に「航空割引、本人・介護者」の証明印があるご本人と同行される介護者の方1名 ●戦傷病者手帳・療育手帳に「航空割引、本人」の証明印があるご本人 ※購入時(または搭乗手続き時)に当該の手帳(原本)をご提示ください。	当日	○	1年間	無
【変更後】					
障がい者割引運賃	以下に該当する方がご利用いただけます。 ●身体障害者手帳(第1種、第2種)の交付を受けているご本人と同行される介護者の方1名 ●戦傷病者手帳・療育手帳の交付を受けているに「航空割引」の証明印があるご本人と同行される介護者の方1名 ●精神障害者保健福祉手帳(注1)の交付を受けているご本人と同行される介護者の方1名 ※購入時(または搭乗手続き時)に当該の手帳(原本)をご提示ください。	当日	○	1年間	無

(注1) 顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳をご用意ください。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期限が満了している場合にはご搭乗いただけません。

東京国際(羽田)空港、札幌(新千歳)空港、名古屋(中部)空港、仙台空港発着路線は運賃額に加え、「旅客施設使用料(<https://www.airdo.jp/plan/fare/pfc/>)を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。その他の詳細は、弊社 Web サイト、サービスガイド、予約・案内センターなどでご確認ください。

以上